



嬉野市 妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで、子育て家庭に寄り添い、切れ目のない相談支援を行う「妊婦等包括相談事業」と妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いをこめて「妊婦支援給付金」の支給を行い、妊婦さんへの総合的支援を行います。

① 事業内容

妊婦支援給付金

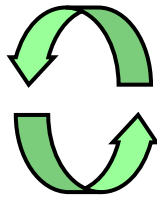
- 1回目：妊娠届出時 **5万円**
- 2回目：赤ちゃん訪問時

こどもの数×5万円

*胎児の心拍確認後の流産・死産等も給付金の対象となります。(1回目・2回目ともに)

- 給付方法：**現金（口座振込）**

妊婦・産婦本人の申請になります。家族等の代理申請はできません。



妊娠包括相談支援

保健師や助産師がサポートします。

- 面談の対象者 妊婦・産婦・配偶者など
- 面談のタイミング
 - ・妊娠届出時
 - ・妊娠8か月頃
(アンケートに回答、希望者に面談)
 - ・赤ちゃん訪問時

妊 娠 前 期 妊 娠 後 期 出 産 産 後 の 育 児 期

給付申請
(妊婦給付認定申請)

面 談

給付申請
(胎児の数の届出)

アンケート
(面談)

面 談

② 妊婦支援給付金の対象者

妊婦支援給付の時期	手続き	申請書を配布する時期	支給額
妊娠前期 (1回目)	妊婦給付認定申請	母子健康手帳交付時	5万円
妊娠後期～産後の育児期 (2回目)	胎児の数の届出	生後2か月頃の 赤ちゃん訪問時	こども1人あたり 5万円

・他の自治体で給付金の支給を受けられた場合は、その額を差し引いた金額をお支払いします。

【流産・死産・人工妊娠中絶の場合】

申請は健康づくり課(塩田庁舎)に下記のものを持参し窓口にお越しください。

- ・母子健康手帳交付前：**(胎児心拍確認後)**産婦人科からの診断書、妊婦の通帳、マイナンバーカード
- ・母子健康手帳交付後：母子健康手帳、妊婦の通帳、マイナンバーカード

③ お問い合わせ先

嬉野市役所 健康づくり課(塩田庁舎1階)
☎(0954)66-9120